

司法書士法人 野村事務所 司法書士報酬規定

平成23年7月1日施行

種 別	報 酬 額					
	基 本 報 酬			手 続 報 酬		
(1) 所有権の登記	1. 保存	課税標準価格が 1,000万円を超えるもの 1億円を超えるもの	1,000万円まで 1,000万円までごとに 1,000万円までごとに	6,000円以上 4,000円以上 2,000円以上	10,000円以下 6,000円以下を加う 4,000円以下を加う	1件 10,000円
	2. 移転	課税標準価格が 1,000万円を超えるもの 1億円を超えるもの	1,000万円まで 1,000万円までごとに 1,000万円までごとに	25,000円以上 2,000円以上 5,000円以上	35,000円以下 5,000円以下を加う 10,000円以下を加う	
	3. 相続登記	相続登記に関しては、上記2.移転の最高額を基準額とする。				
	4. 更正、抹消、その他	10,000円以上 15,000円以下				
	5. 名義人表示変更、更正	4,000円以上 8,000円以下				
(2) 所有権以外の登記	1. 用益権又は担保権の設定 もしくは債権額の増加 (融資賠償登録を含む。)	課税標準価格が 1,000万円まで 5,000万円まで 1億円まで 1億円を超えるもの	1,000万円まで 5,000万円まで 1億円まで 1億円までごとに	20,000円以上 25,000円以上 40,000円以上 10,000円以上	25,000円以下 35,000円以下 45,000円以下 15,000円以下を加う	1件 10,000円
	2. 処分、移転	10,000円以上 12,000円以下				
	3. 変更、更正、抹消、その他	5,000円以上 8,000円以下				
	4. 名義人変更、更正	5,000円以上 8,000円以下				
	5. 共同根拠当権設定(追加設定含む)	課税標準価格が 1,000万円まで 5,000万円まで 1億円まで 1億円を超えるもの	1,000万円まで 5,000万円まで 1億円まで 1億円までごとに	30,000円以上 35,000円以上 50,000円以上 10,000円以上	40,000円以下 45,000円以下 50,000円以下 12,000円以下を加う	
備 考						
(1) 課税標準価格により報酬額を算出する不動産の登記について、課税標準価格のない場合の報酬額は、課税標準価格1000万円とみなして算出する。ただし、担保権については債権額を課税標準価格とみなす。						
(2) 船舶・農業用動産・建設機械・企業担保権に関する登記及び融資賠償登録に関する登記の報酬額は、不動産登記の報酬額による。						
(3) ①不動産登記法第100条第2項の規定による区分建物の所有権保存の登記については、敷地権の移転の登記たる効力があるものにあつては、10,000円以上15,000円以下、その他のものにあつては5,000円以上7,000円以下を加算する。 ②区分建物の所有権移転の登記については、敷地権の移転の登記たる効力があるものに限り、「①敷地権の移転の効力があるもの」と同様の加算額を適用する。						
(4) 不動産の登記で不動産の個数が1個を超える分については、1個について1,000円を加算する。						
(5) 共同根拠当権、共同根拠当権追加(追加筆数による)で筆数が1筆を超える分については、1筆について2,000円を加算する。						
(6) 依頼者の要請により、関係当事者の会する場に出席し、相互に関連する申請手続の説明、申請内容の確認、登記申請人の申請意思の確認等を行う連件一括処理事業(例えば、既登記担保権の解除、所有権移転、新担保権の設定)を受託した場合は、個々の事件の基本報酬と手続報酬の合計額に、さらに15%以内の金額を加算することができる。						
(3) 財団	1. 所有権保存			60,000円以上	66,000円以下	1件 10,000円
	2. 分割、合併			30,000円以上	40,000円以下	
3. 目録の変更			15,000円以上	20,000円以下		
(4) 商業又は法人の登記	1. 本店(主たる事務所を含む。) 所在地における登記	課税標準価格が 1,000万円まで 5,000万円まで 1億円まで 1億円を超えるもの	1,000万円まで 5,000万円まで 1億円まで 1億円までごとに	70,000円以上 80,000円以上 90,000円以上 14,000円以上	85,000円以下 95,000円以下 100,000円以下 15,000円以下を加う	1件 10,000円
	(イ) 設立(合併又は組織変更・新設分割による設立を含む。)					
	(ロ) 外国会社の事務所の新設(営業所設置を含む。)	30,000円以上 40,000円以下				
	(ハ) 会社の資本の増加(合併及び株式交換による資本の増加を除く。)	課税標準価格が 1,000万円まで 5,000万円まで 1億円まで 1億円を超えるもの	1,000万円まで 5,000万円まで 1億円まで 1億円までごとに	40,000円以上 50,000円以上 60,000円以上 8,000円以上	45,000円以下 55,000円以下 70,000円以下 10,000円以下を加う	
	(ニ) 合併・株式交換(吸収分割による合併を含む。)	課税標準価格が 1,000万円まで 5,000万円まで 1億円まで 1億円を超えるもの	1,000万円まで 5,000万円まで 1億円まで 1億円までごとに	40,000円以上 50,000円以上 60,000円以上 8,000円以上	45,000円以下 55,000円以下 65,000円以下 10,000円以下を加う	
	(ホ) 発行する株式の内容	20,000円以上 30,000円以下				
	(ヘ) 新株予約権(消却を除く)株式の譲渡制限、清算終了、解散、継続、資本減少、会社分割による変更	20,000円以上 30,000円以下				
	(ト) 本店移転、商号又は目的の変更、新所在地における支店の登記	20,000円以上 30,000円以下				
	(フ) 社員、役員、支配人、後見人等の選任及び変更	10,000円以上 15,000円以下				
	(リ) その他の登記・類似商号調査	5,000円以上 10,000円以下				
2. 機関設置・廃止	目的価格が 100万円を超えるもの	100万円まで 100万円までごとに	3,000円以上 1,600円以上	35,000円以下 1,800円以下を加う	1件 5,000円	
(5) 供託	10,000円以上 15,000円以下					
(6) 審査請求	20,000円以上 50,000円以下					

事件の種類	基本報酬		成功報酬		
	基本報酬				
(1) 訴状	訴訟の目的価格が 1,400,000円を超えるもの		50,000円		
(2) 民事執行・民事保全			50,000円		
(3) 審判・調停・即決和解・非訴手続申立書			50,000円		
(4) その他の書類作成	1. 文案を要するもの		1枚 5,000円以内		
	2. 文案を要しないもの		1枚 3,000円以内		
(5) 書類の提出代行			20,000円以内		
(II) その他の書類の作成等	(1) 国籍	1. 帰化申請書 2. 国籍取得の届出書 3. 国籍離脱の届出書	65,000円以上 25,000円以上 15,000円以上	70,000円以下 30,000円以下 40,000円以下	1件 5,000円以内
	(II) その他の書類の作成等	1. 文案を要するもの	1 枚	5,000円以上	
		2. 文案を要しないもの	1 枚	3,000円以上	
	(III) その他	1. 他人作成の提出書類の調査	1 枚	500円以上	
		2. 登記又は供託に関する申請書類の作成		報酬額の 70%以上	
		3. 登記又は供託の申請行為の代理		報酬額の 50%以上	
		4. 謄抄本、登記事項証明書、登記事項要約書又は印鑑証明書の請求及び受領等	1 通	700円以上	
		5. 登記簿閲覧・登記事項調査費	1 用紙	500円以上	
		6. 戸籍・除籍・住民票などの取得	1 通	3,000円以上	
		7. 公正証書による遺言書の作成等	1 件	20,000円以上	
8. 定款認証代理		1 件	20,000円以上		
9. 官報・新聞への公告掲載手続		1 件	20,000円以上		
10. 内容証明		1 件	10,000円以上		
(IV) 相談	(1) 個別的相談(受託事件を伴う場合を除く。)	1 時間	3,000円		
(2) 継続的相談(月を単位とした継続的相談に応じる場合)	月 額		10,000円以下		
(V) 旅費	(1) 日 当	依頼者の要請により事件処理で出張した場合	半日(2時間を超え4時間までの場合) 1日(4時間を超える場合)	10,000円以上 30,000円以上	
	(2) 旅 費	同 上	(鉄道はグリーン車、船は特等)	実 費	
	(3) 宿 泊 費	同 上		実 費	
(VI) 債務整理	(1) 個人破産事件			200,000円以上	
	(2) 民事再生事件(住宅ローン特則なし)	(申立費用として別途30,000円程度)		350,000円以上	
	(3) 民事再生事件(住宅ローン特則あり)			400,000円以上	
	(4) 過払金返還請求				
	1. 任意和解の場合 2. 訴訟の場合	印紙代・郵送料・予納金等の実費は別途請求。 減額成功報酬なし。		獲得利益の 20% 獲得利益の 25%	
(5) 任意整理事件				1社につき30,000円以内	
(VII) 任意成年後見	(1) 初回相談料			無 料	
	(2) 後見・補佐・補助開始の審判申立			50,000円以上80,000円以下	
	(3) 見守り契約書作成等				
	(4) 任意代理契約書作成等	(印紙代・郵送料・予納金等の実費は別途請求)		30,000円以上50,000円以下	
	(5) 任意後見契約書作成等				
	(6) 見守り契約による業務				
	(7) 任意代理契約による業務	月 額		10,000円以上50,000円以下	
	(8) 任意後見契約による業務				
代(理)等関係簡保業訴訟	訴訟の目的の価額	着手金	報酬金		
	30万円以下	5万円	20%以内		
	60万円以下	7万円	18%以内		
	90万円以下	9万円	16%以内		
	140万円以下	14万円	15%以内		
総則					
1. 基本報酬額の算定に当たっては、最低額を基準額とし、事案の性格(事件処理のために要する調査又は準備の程度、当事者の数その他受託事件の処理に要する手数又は難度の度合い)を勘案して最高額まで受けることができる。(尚、相続登記の報酬に関しては、最高額を基準額とする。)					
2. 事件処理のために要する調査又は準備の程度、その他受託事件の処理に要する手数又は簡易の度合いに応じて、本規定による個々の事件の最低額の基本報酬と手続き報酬の合計額の15%以内の金額を減算することができる。					
3. 特に複雑困難な相続に関する事件については、その複雑困難さの程度に応じて、50,000円以内の金額を加算することができる。					
4. 災害を受けたこと又は資力の無いことの市区町村長又は民生委員の証明書の提出があったときは、この規定による額を減免することができる。					

(注)この報酬には、消費税及び地方消費税相当分は含まれておりません。